

共 社 第 1 5 7 号
平成23年10月5日

安全・安心まちづくり委員会会長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の策定について（諮問）

このことについて、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例（平成18年条例第46号）第7条第4項の規定により、貴会の意見を求めます。

なお、基本計画の目的、策定の方法等は下記のとおりです。

記

1 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の目的

安全・安心まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例の基本理念にのっとり基本計画を定める。

2 条例の基本理念

- (1) 自らの安全は自らが守り、地域の安全は地域が守るという防犯意識の高揚を図るとともに、県民運動として、お互いが支え合う地域社会の形成を図る。
- (2) 子ども、女性、高齢者、障害者及び外国人その他の特に防犯上の配慮を要する者を犯罪被害から守る。
- (3) 基本的人権を侵害しないよう配慮しつつ、犯罪が起きにくい生活環境の整備を行う。

3 基本計画の策定方法

知事が基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映するとともに、安全・安心まちづくり委員会の意見を聴き、議会の議決を経て策定する。

4 安全・安心まちづくり委員会の審議事項

学識経験者、防犯団体関係者等20人以内で構成され、基本計画について次の事項を審議する。

- (1) 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりに関する基本的方向
- (2) 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進のための施策に関する事項
- (3) その他安全・安心まちづくりの推進に関し必要な事項